

会計事務所限定

実務家必修研修

評価基本通達によらない 財産評価について

- (1) 評基通によらないとされた事例(土地、マンション、株式等)
- (2) 評基通によるべきとされた事例(土地、株式、庭園設備等)
- (3) その他気になる裁決事例等について

※表記タイトルは変更となる場合がありますので、ご了承ください

日時 2019年9月6日(金)
16:00～17:30(受付開始 15:30～)

場所 辻・本郷 税理士法人
新宿ミライナタワー事務所

定員 30名

参加費(資料代) 5,000円
※セミナーには名刺をご持参ください
参加費(資料代)はお申し込み後、請求書をお送りいたします

締め切り 8月30日(金)
※先着順のため、お早めにお申し込みください



税理士 与良 秀雄(よら ひでお) 先生

国税庁資産課税課課長補佐、川越税務署副署長、国税不服審判所副審判官、
関東信越国税局広報広聴室長、日立税務署長、関東信越国税局人事第二課長、
課税総括課長、課税第一部次長、徴収部長等を歴任し、平成28年に退官。
現在、税理士、千葉商科大学客員教授(会計ファイナンス研究科)

お問い合わせ
お申し込み

☎ 080-4600-1671 担当:岡崎(オカザキ)
✉ consuldiv@ht-tax.or.jp

専用サイト

<https://ht-tax.or.jp/mail/hgj/>

